

# SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスモデルに関する規約

## 第1章 総則

### 第1.1条 規約の適用

本規約は株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)の SORACOM Air for LoRaWAN サービス契約約款に基づき提供されるゲートウェイ共有サービスモデル(以下、「本サービス」といいます。)に関する追加規約(以下、総称して「本規約」といいます。)を定めます。SORACOM Air for LoRaWAN サービスの利用にあたっては、別途 SORACOM Air for LoRaWAN サービスに関する契約が必要です。

### 第1.2条 規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に契約者が SORACOM Air for LoRaWAN サービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の規約に規定される料金その他の提供条件を適用します。

## 第2章 サービスの定義

### 第2.1条 サービスの種類

SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスは、当社が提供する SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスモデル用ゲートウェイ(LoRaWAN を利用してソラコムプラットフォームに接続できる「ゲートウェイ」を提供するサービス。以下「当社 LoRaWAN 共有ゲートウェイサービス」という)のゲートウェイを、設置オーナーが希望する場所へ提供するサービスです。

## 第3章 本契約の解除

### 第3.1条 契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

### 第3.2条 当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本契約を解除することができます。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
  - (1) 契約者が本規約に定める同意事項に従わず、当社からの指摘にも関わらずなお当該事項に協力されないと認められるとき。
  - (2) SORACOM Air for LoRaWAN サービス契約約款第 5.1 条（利用の制限）の規定により SORACOM Air for LoRaWAN サービスの提供を停止又はされた契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
  - (3) SORACOM Air for LoRaWAN サービス契約約款第 5.1 条（利用の制限）各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
2. SORACOM Air for LoRaWAN サービス契約約款第 5.4 条（サービスの廃止）の規定により SORACOM Air for LoRaWAN サービスの全部が廃止されたときは、当該廃止の日に本契約も解除されたものとします。

## 第4章 責務等

### 第4.1条 同意事項

申込者（本契約の締結後は契約者。本条において同じとします）は次の各号に定める事項に同意するものとします。

1. 当社が、当社指定の Web サイト等へ、設置場所の情報（屋号・住所等）を掲載すること。
2. 本サービスに使用する機器の保守作業等が必要なときに当社作業員の立ち入り、作業スペースを無償で提供すること。（設置場所の所有者・管理者等が別途存在する場合は、これらについて事前の同意を得ること。）
3. 本サービスに使用する機器の稼働に要する電気料金の費用を負担すること。
4. 当社が申込時に指定した設置場所へ本サービスに使用する機器を送付した後、別途定めのある場合を除き、速やかに機器を自ら設置し、当社の指示に従って善良なる管理者の注意を持って管理すること。
5. 当社が、本サービスに使用する機器の設置状況について、通信状況等による確認や申込者への照会に応じること。
6. 本サービスに使用する機器の維持管理について指示を与えた場合に、これに従うこと。
7. 本サービスに使用する機器の故障対応等において必要な協力を行うこと。
8. 本サービスに使用する機器の不具合が契約者の故意又は過失によるものであった場合、

調査・交換・修理等、当社が必要な対応を行った実費の費用を負担すること。

#### 第4.2条 信用の維持

契約者は、SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスの使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

#### 第4.3条 必要事項の通知

1. 契約者は SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスモデル用ゲートウェイの設置場所を変更する場合、2 週間以上前に当社が指定する方法で当社に通知すること。
2. 契約者は SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスモデル用ゲートウェイを稼働させることができないと想定される事象が発生した場合、当該事実を認識後速やかに当社に通知すること。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに契約者に対して通知することとします。
  - (1) 電気通信事業の休止若しくは廃止
  - (2) 電気通信事業を行うために必要となる登録、届出等の監督官庁による取消し
  - (3) SORACOM Air for LoRaWAN サービス契約約款第 5.1 条 (利用の制限)に基づく SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスの利用制限
  - (4) SORACOM Air for LoRaWAN 共有サービスの提供条件に影響を及ぼす電気通信設備の変更、増設又は廃止
  - (5) 当社の解散

## 第5章 保守

#### 第5.1条 修理又は復旧

1. 当社は、当社の設置した電気通信設備又はシステムが故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の電気通信設備又はシステムを修理又は復旧するときは、契約者識別番号を変更することがあります。

## 第6章 知的財産

### 第6.1条 知的財産権

SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービス、SORACOM システム、SORACOM 提供情報及びこれらに付帯するサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本規約、SORACOM Air for LoRaWAN サービス、SORACOM システム又はこれらに付帯するサービス提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

## 第7章 保証の否認

### 第7.1条 保証の否認

契約者は、SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービス、SORACOM システム、SORACOM 提供情報及びこれらに付帯するサービスは現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供される SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービス、SORACOM システム及びこれらに付帯するサービスに関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

## 第8章 補償

### 第8.1条 補償

当社及び契約者は、本規約に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本規約に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

### 第8.2条 責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によって SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービス、SORACOM システム、SORACOM 提供情報及びこれらに付帯するサービスが利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスを提供すべき場合において、本サービスに利用する機器・回線等に起因する事由により SORACOM Air

for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスが、当社が利用不能となったことを認識してから 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)継続して完全に利用不能となり、当社が故障対応等の復旧作業の協力に関する契約者への通知を怠った場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に応じた SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービス料金額を、当該契約者に対する請求額から減額します。ただし、契約者が利用不能となったことを知った日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとし、また、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額 SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービス料金を上限とします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
4. 前各項の規定にかかわらず、通信キャリア・クラウド提供業者の帰責事由による SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスの利用不能の場合には、当社は、通信キャリア・クラウド提供業者から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実に発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
5. 当社は、SORACOM Air for LoRaWAN ゲートウェイ共有サービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客、契約者顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとし、また、
6. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## 第9章 雑則

### 第9.1条 規約の揭示

当社は、最新の本規約を当社のウェブサイトにおいて揭示することとします。

## 第9.2条 プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

## 第9.3条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
  - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
  - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
  - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
  - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
  - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
  - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出

したとき。

#### **第9.4条 分離可能性**

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

#### **第9.5条 合意管轄**

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第9.6条 準拠法**

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。